

## 危険物施設の立入検査で見られる「繰り返しの違反」例

違反内容	よくある例
定期点検の未実施または未記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回実施から1年以上経過している</li> <li>・ 実施しているが、実施日等の情報の記入漏れ</li> </ul>
常時閉鎖が必要な出入口を開けっ放しにしている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドアノブにロープをひっかけている</li> <li>・ コンクリートブロック等のおもりを置いている</li> </ul>
可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所で非防爆の電気機器を使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掃除機、洗濯機、扇風機等が非防爆構造 ※1</li> <li>・ コンセントの接続部 ※2</li> </ul>
可燃物が常時置きっぱなしになっている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衣類やタオル等を干している</li> <li>・ 大量の段ボール、タイヤ等</li> </ul>
危険物施設に不必要な物品を存置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 油庫等の倉庫ではない場所を倉庫のように使用</li> <li>・ 空ドラム、廃タイヤ、廃バッテリー等 ※3</li> </ul>
保有空地に物品を存置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドラム缶、パレット、廃棄物等 ※4</li> </ul>
許可されていない危険物または許可以上の数量を保管している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可されていないガソリンを携行缶で保管</li> <li>・ まとめて購入した方が安くなるため、一時的に許可数量を超えることがある</li> </ul>
危険物取扱者免状所持者が不在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事異動や退職等で免状所持者が不在 ※5</li> </ul>

※1 一般的な電化製品は防爆構造になっておりません。どうしても使用したい場合は、屋外や大気にさらされている部分であれば、地盤面から0.6m以上の高さ（モーター等火花の出る恐れがある部分に限る）での使用を徹底してください（条件によっては距離が異なる場合があります）。屋内等で可燃性蒸気が充満する恐れのある部分では使用不可です。

※2 コンセントの接続部が非防爆構造であれば、接続部を0.6m以上の高さで管理してください。

※3 交換等の作業で一時的な保管は許容されますが、速やかに可燃性蒸気の及ばない部屋や敷地外に移動、または業者に回収してもらってください。

※4 保有空地は延焼防止や消防活動のスペースとして空けておく場所です。不燃物であっても置くことはできません。

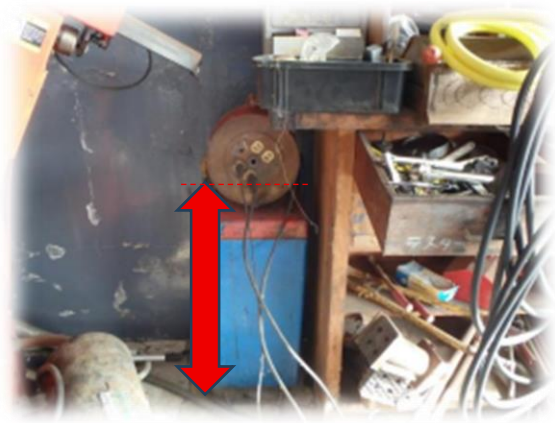
※5 学校や役場等の危険物施設との関わりが少ない施設に多いので、計画的に危険物取扱者免状を職員に取得させるか、危険物取扱者免状所持者を雇うようにしてください。

これらの違反は、即時改善や数日で対応可能な違反のため、次回立入検査に行くと同じ指導を行う場合が多いです。危険物保安監督者、店長、担当者等に変更が生じた後は特に気を付けてください。今後は繰り返して同じ違反を行っていることが分かった場合、厳正に対処させていただきます。

これはあくまでも多い事案の例ですので、これ以外でも繰り返しの違反を確認した場合には、厳正な対応をとらせていただきます。



常時閉鎖が必要な出入口のドアに石を挟んだり、消火器を置いて閉まらないようにしている様子



防爆構造ではないコードリールや掃除機を嵩上げて使用している様子  
地盤面から0.6m以上の高さが必要なのは、コードリールは接続部分、掃除機はモーター部分です



保有空地に容器やパレットが存置



廃タイヤ、空ドラムを存置